平塚市風しん対策事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、先天性風しん症候群の予防を目的として本市が行う対策事業に関し必要な事項を定める。

（対象者）

第２条　予防接種を受けたことによる費用の一部助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、接種時において本市の区域内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）により本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　妊娠希望女性

（２）　パートナー及びパートナー以外の男性（男性に関しては、46 歳～62 歳の方は国の補助対象のため除外）

ただし、風しん（麻しん風しん混合ワクチン（以下「ＭＲワクチン」という。）、麻しん風しんおたふくかぜ混合ワクチンを含む）ワクチンの予防接種を受けたことがある者、風しんに罹患したことがある者、妊娠している女性を除く。

（実施期間）

第３条　令和７年４月１日から令和８年３月３１日とする。

（実施方法）

第４条　市長は、対象者が風しん予防接種を受けるために支払う費用の一部として、１人あたりＭＲワクチンを接種した場合については、５，０００円を、風しんワクチンを接種した場合については、３，０００円を助成する。

２　前項の規定による助成を受けようとする者は、接種時に、対象者の要件に該当することが確認できる書類等を本事業に協力をする医療機関（以下「協力医療機関」という。）窓口に提示し、平塚市風しん対策事業助成申請書を提出しなければならない。その際、協力医療機関で定める接種費用から市の助成額を差し引いた額を協力医療機関に支払うものとする。

３　次の各号のいずれかに該当する者は、前２項の規定にかかわらず、支払いの免除を受けることができる。

（１）　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による保護を受けている世帯に属する者

（２）　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の

自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）の規定による支援給付を受けている者

（３）　市民税非課税世帯に属する者

４　前項の規定により自己負担金の免除を受けようとする者は、接種時に、対象者の要件に該当することが確認できる証明書類を協力医療機関窓口に提示し、自己負担金免除申請書を提出しなければならない。

（助成金の請求及び支払い）

第５条　協力医療機関は、対象者から前条第２項および第４項に規定する申請書の提出を受けた場合は、月ごとにとりまとめ、前条第１項および第３項に規定する金額を市長の指定する請求書により翌月１０日までに請求する。

２　市長は、前項の請求があったときは、内容を速やかに審査し、速やかに指定の金融機関に振り込むものとする。

（対象者からの直接申請）

第６条　第４条第３項第３号に定める者に対し、接種時点で令和７年度市民税非課税証明書の発行ができない場合、対象者は、第４条第２項の規定によらず、市長に直接助成申請をすることができる。

２　前項の規定により、接種費用の助成を申請する者は、対象者であることを確認できるものおよび令和７年度保健事業受診者負担金免除承認書を提示し、次に掲げる書類を令和８年３月３１日までに提出しなければならない。

（１）　平塚市風しん対策事業助成申請書

（２）　市の指定する請求書

（３）　領収書の写し

（４）　自己負担金免除申請書

（秘密の保持）

第７条　市長は、協力医療機関に対し、対象者から得た個人情報を適正に取り扱うよう指導に努めるものとする。

（不正利得の返還）

第８条　偽りその他不正の手段により接種し、助成を受けた者があるときは、市長は、その者から当該助成金の全部または一部を返還させることができる。

（その他）

第９条　この要綱に定めのない事項については、その都度市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（有効期限）

２　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。